

# マリポートかごしまから鹿屋港の不定期航路を活用する高速船等を活用する団体旅行を支援します

マリポートかごしまと鹿屋港を結ぶ旅客不定期航路の利用を促進するため、航路を利用し、鹿屋市内を周遊する旅行商品を企画・販売する旅行者に対して、予算の範囲内において鹿屋市高速船利用促進支援補助金を交付します。

**助成対象者** 旅行業法に基づく登録業者

**助成内容** 対象事業は、旅行者等が行う参加人数15人以上の以下の要件を満たした企画旅行、手配旅行となります。



**【要件等】**

	日帰りツアー	宿泊ツアー
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○該当航路を活用する旅客船等を利用。</li> <li>○鹿屋市内で昼食。</li> <li>※鹿屋市内事業者の弁当でも可。</li> <li>○1箇所以上の鹿屋市観光施設を訪問。</li> <li>○実績報告時に所定のアンケートを提出。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○該当航路を活用する旅客船等を利用。</li> <li>○鹿屋市内の宿泊施設に宿泊。</li> <li>○1箇所以上の鹿屋市観光施設を訪問</li> <li>○実績報告時に所定のアンケートを提出。</li> </ul>
支給額	1人あたり4,000円 ※21人以上は1人あたり2,000円 ※高速船利用が片道の場合は、1人あたり500円減額。	1人あたり8,000円 ※21人以上は1人あたり3,000円 ※高速船利用が片道の場合は、1人あたり1,000円減額。 ※企業研修等で延泊する場合は、1人あたり5,000円増額。
上限	旅行会社あたり、同一コースは10本までとさせていただきます。	旅行会社あたり、同一コースは10本までとさせていただきます。

**申請期間** 令和6年4月1日～予算の上限に達し次第、終了します。  
※対象は、令和6年度催行分の旅行となります。

**申請方法** 旅行の催行前後に、次の書類を窓口へ持参、または郵送で提出してください。

催行前	催行後	交付決定通知書受領後
①申請書(第1号様式) ②旅行の行程表 ③参加者名簿	①実績報告書(第2号様式) ②要件履行の確認書類 ③参加者名簿	①請求書 ②振込口座の写し

**その他** 申請予定の旅行者は、事前にご連絡ください。

**【問合せ・申請先】**

**鹿屋市農林商工部ふるさとPR課**  
 〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20-1  
 TEL : 0994-31-1121 FAX : 0994-40-8688  
 Mail : furusato-pr@city.kanoya.lg.jp



**【高速船情報】**

- なんきゅう8号  
定員60名 移動時間35分
- なんきゅう10号  
定員64名 移動時間45分